

## 合宿教習に関する合意書

学校法人あおい学園 AOI ドライビングスクール勝山校（以下甲という）と （以下乙という）との間で 普通・中型・大特・普通二輪 免許を取得するにあたり合宿教習による自動車学校への入校について 甲・乙は次のとおり合意契約する。

第1条 甲は、乙が運転免許を取得するため、甲への入校を認め、甲の宿泊施設及び甲と提携する宿泊施設へ受け入れるものとする。

第2条 運転免許取得のための教習期間は、乙が教習を開始した日から継続して教習を受け、卒業検定合格の日迄とし、外泊、一時帰宅（以下外泊等という）については次のとおりとする。

(1)原則として合宿期間中は、外泊等を行なわない。ただし特別な事情が生じた場合は、速やかに甲に申し出ることとする。（外泊分の払い戻しは行なわない。）また、一時帰宅に係る交通費は乙の負担とする。

(2)無断外泊等を行なった場合は、退校処分とする。

(3)乙の一方的事由で外泊等を行ない、延泊となった場合は、甲の保障期間内であっても、その分の宿泊費は実費とし、甲の請求に対し卒業までに支払うものとする。ただし、病気その他学校が認めた理由で教習を中断した日数は、規定日数から除かれる。

(4)乙が仮免許学科試験において、不合格が3回続いた場合、一時帰宅し住所地を管轄する免許センターで仮免許学科試験を受験することとする。仮免学科試験に合格後、仮免許の交付を受けてから合宿教習を再開するものとする。再開時期については、他の合宿教習生の予約状況により時期が遅延する事もあるが、この場合であっても甲に異議はないものとする。また、一時帰宅に係る交通費は乙の負担とする。

第3条 甲は、乙が規定期間（時間）内に卒業検定に合格するよう努力するが、教習生個々の能力等に個人差が認められるので、乙に基づく理由で期間（時間）が延長したとき、甲に異議はないものとする。

また乙の過失により所定の期間内に学科を受講しなかった場合及び技能教習が予約されているのに連絡もなく無断でキャンセルした場合は、保証期間内であっても下記のキャンセル料を卒業時に支払うこととする。

◇技能教習 MT車 場内 5, 280円 路上 5, 610円

AT車 場内 5, 610円 路上 5, 940円

◇延泊料金 レギュラーコース 1泊（食事付） 3, 850円

第4条 乙の合宿教習費は、入校当日までに全額支払うものとする。

第5条 合宿教習費を納金した後、乙の事情で入校の解約をする場合は、事務処理上、次の解約手数料を差し引いた額を返金することとする。ただし、入校日を変更する場合は適用しない。

(1)入校日2日前まで 3万円

(2)入校日3日から7日前まで 2万円

(3)申込み払込金（手付金）1万円までの金額は返金しない。

第6条 教習の途中でMT車からAT車に変更した場合の差額払い戻しは行わないものとする。

第7条 乙が取得する免許について、入校するときの資格要件は、免許取得年齢に達しかつ色彩識別能力及び運動能力等が公安委員会の定める基準に達する者とする。

なお、免許取得に必要な資格がない場合又は偽って入校したときは、乙の責任とする。また、免許の取得に関して免許の欠格事由に該当する特定の疾患、および無免許運転で検挙、もしくは交通違反や交通事故で運転免許の取消処分を受けたことがある場合は、事前に住所地を管轄する免許センターに受験相談を行い、取得できる旨を確認することとする。この確認を怠り免許取得不能となった場合も、乙の責任とする。

第8条 入校後、乙が病気その他の事由で転校又は中途退校する事情が生じ、乙から合宿教習費清算の申し出があった場合は、合宿教習費の1/3相当額の違約金及び現に受講した学科・技能教習時間、宿泊日数に応じた実費を差し引いた金額を返金するものとする。

（裏面に続く）

第9条 乙が入校中、一方的事由で無断退校したときは、残余の合宿教習費は返金しないものとする。

第10条 乙は入校するに際し、甲の宿泊施設及び甲の提携する宿泊施設の規則を厳守する旨の誓約書を提出したものでなければ、入校を認めないものとする。

また、乙が故意または重大な過失により、学校施設、教材及び宿泊施設等に損害を与えたときは、その責任を負うも

のとする。

第 11 条 乙が学校及び宿泊施設において、第三者に迷惑を与え、若しくは秩序（良俗）に反する行動があり、甲より退校の処分を受けても異議はないものとする。

第 12 条 甲に入校する為居住地を出発し、卒業後居住地に帰着する間の医療費は乙の負担とする。（期間中の病気怪我を含む）

第 13 条 合宿期間中にインフルエンザ等の感染症を発症した場合は、速やかに学校紹介の病院に入院するか、家族の方に迎えに来てもらい一時帰宅するかのいずれかとする。

第 14 条 台風や豪雨、豪雪等の悪天候、不慮の事故による通行止め、および地震等の天変地異（以下悪天候等という）による列車の運休や各種交通機関の不通による入校日の遅延またはキャンセルが生じた場合、甲に異議はないものとする。また事前に悪天候等が予想された場合、甲より前泊等を推奨する場合もあるが、その場合の費用は乙の負担とする。

第 15 条 交通費の支給は卒業日とする。交通費支給の条件は卒業検定合格であるため、乙が途中退校等で卒業検定が受験できない場合は支給しないものとする。

第 16 条 反社会的勢力であることが判明した場合は、何らの催促を要せず速やかに退校するものとする。

以上の内容を踏まえ、合宿教習を実施することに合意します。